

## 小特集「公証人（ノテール）と土地所有」の企画趣旨

北海道大学名誉教授・弁護士 吉田 克己  
よしだ かつみ

2020年1月8日、慶應義塾大学において、「公証人職と土地所有」をテーマとする日仏国際シンポジウムが開催された。主催団体は、フランス側が公証人養成全国機構（L'Institut national des formations notariales [l'INFN]）、事務局長：ムスタファ・メキ〔Mustapha Mekki〕パリ第13大学教授）、日本側が科研基盤A「高齢社会・人口減少社会が提示する諸問題への法的対応と『人の法』・『財の法』の展開」（研究代表者：吉田克己）であった。本小特集は、この国際シンポジウムにおいて行われたフランス側3本の報告の翻訳を収録するものである。なお、このシンポジウムにおける3人のフランス側報告者は、2020年1月10日、司法書士会館において日本司法書士連合会主催で開催された「司法書士の未来——フランス・ノテールの役割を学ぶ」においても、ほぼ同一の内容での講演を行った。したがって、本小特集は、日本司法書士連合会によるこの企画内容を紹介するものともなっている。

他方で、上記国際シンポジウムにおいては、日本側から、吉田克己「日本の不動産登記システムと不動産取引の安全：その不十分性と克服の方向」および小柳春一郎「日本における所有者不明土地問題：土地公示、共有、法専門職」と題する2本の報告が行われた（フランス語）。しかし、これらは、日本における問題状況の概要をフランス側に対して紹介するもので、日本語で公表する意味はそれほど大きくないように思われる。そこで、本小特集には、フランス側の3本の報告だけを収録するものとした。

最初の報告であるムスタファ・メキ（吉田克己訳）「公証人職と法的安全」は、コモンローシステムとは異なる大陸法システムの鍵とも言える公証人制度が法的安全確保のために果たしている意義を強調するものであった。「法システムの安全」、「証書の安全」そして「人の安全」という3つの領域での問題が検討され、また、AIがこの領域においてもたらすインパクトについても検討が及んでいる。そこでは、標準化された証書作成などについてはAIの強いインパクトが認められるとされつつ、他方で、オーダーメイドの証書作成については、なお公証人の優位性が語られている。

第2報告であるフレデリク・ビシュロン（Frédéric Bicheron）（パリ第12大学教授）（吉井啓子訳）「土地公示改革：土地公示の現代化に関する2018年11月12日エネス報告書」は、タイトルにあるように、土地公示制度改革に関するエネス報告の内容を検討するものである。エネス報告は、法務大臣の諮問を受けて作成されたもので、今後の制度改革を先導するであろう重要文書である。日本の問題状況との関連では、土地公示には対抗力付与機能と情報提供機能があることを指摘しつつ、前者の機能への純化の方向が提示されていること、いわゆる悪意の第三者排除の可否という論点に関して、2016年の債務法改正が判例に反して悪意者排除説を採用した（民法典1198条）のに対して、改めて善意悪意不問説の採用を打ち出していることなどが、とりわけ注目される。

最後の報告であるジェザベル・ジャノ (Jézabel Jannot) (公証人養成全国機構教育責任者) (小柳春一郎訳)「無主の所有物」は、この論点にかかわる概念の整理をするとともに、フランス法の問題状況を明らかにし、問題への対応策の方向を探るものであった。「無主の所有物」の第1は、法律上の放棄によるものであり、ここでは、所有権の帰属を調整することが必要になる。具体的には、相続人不存在の場合の相続財産の国庫帰属、個別の無主の所有物の市町村帰属が取り上げられている。「無主の所有物」の第2は、事実上の放棄を原因とするものである。そこでは、住宅供給という観点からの放棄財産の収用を通じての活用、農林業振興、エコロジーの観点からの農林地の活用などが検討されている。

メキ報告が扱ったテーマについては、同じく近時のフランス公証人制度を扱ったメキ教授の他の機会における報告の翻訳が、すでに日本でも公表されている(吉田克己訳「フランス公証人職の未来」市民と法117号〔2019年〕)。今回の報告は、それを補完しつつさらに深めるものである。他方で、土地公示改革に関する2018年のエネス報告については、日本において、その重要性は一部で認識されつつも、その検討はいまだ十分には行われていない。また、日本の所有者不明土地問題に対応するフランスの問題状況とそれに関連する法制度の紹介は、ジャノ報告の訳者である小柳教授の若干の紹介と解説を除くと、日本ではいまだほとんど白紙状態と言ってよい。本小特集におけるビシュロン報告とジャノ報告は、その欠落を高い水準の報告で埋めるものである。

本小特集が、今後のこの論点をめぐる議論の深化に寄与することを願っている。